

加古川市

# シルバー だより

発行 令和5年11月

第 15 号

公益社団法人加古川市シルバー人材センター

〒675-0067 加古川市加古川町河原 453-15

TEL 079-421-1207

FAX 079-421-4141

会員数

1333人

男性 921人

女性 412人

(10月末現在)



Smile to Smileのいいところ

- ・配分金明細書がいち早く確認できます
- ・最新のお仕事情報がいち早く確認できます
- ・ボタンひとつで募集しているお仕事に応募できます
- ・シルバーからのお知らせがいち早く確認できます

**今後ますます機能が増えますので、是非登録をお願いします。**

申込希望の方は本部（河原）事務所へご連絡ください。

## 両荘公民館喫茶コーナーの 営業終了のお知らせ

両荘公民館喫茶コーナーは、両荘公民館の貸館業務停止及び移転に伴い、令和6年2月28日をもって営業を終了いたします。これまで常にご利用いただいておりますお客様には、心より感謝致します。なお、お手元にあるあるコーヒーチケットの返金はできかねますので、営業終了時までにご使用下さいますようお願いいたします。※コーヒーチケットは西公民館喫茶コーナーでもご利用いただけます。



## 就業中の蜂刺され事故が激増

今年度は10月末時点で就業中の事故が14件（傷害9件、賠償5件）報告されており、前年の同時期と比べ、2件傷害事故が多く報告されています。その中でも蜂に刺される事故が4件（前年同時期1件）と多く報告されていますので今後もご注意ください。

### 蜂に刺されないためには

#### ■においの強いものを付けない

蜂はにおいの強いものには過敏に反応します。

汗のにおいにも反応することがありますので、タオルなどで体をこまめに拭いてにおいを抑えるようにしましょう。

#### ■黒いものを着用しない

スズメバチやアシナガバチは「黒色」に反応して襲い掛かってくる習性がある。

#### ■蜂に遭遇したときは急な動きをしない

蜂は急な動きをする者に対しても反応し攻撃を仕掛けてきます。遭遇してしまった場合は、

- ・蜂を刺激しない様に静かに身をかがめる
- ・身をかがめたらゆっくりと真後ろに後退する
- ・そのまま10メートルほど離れる

※発注者の方に作業場所で蜂を見かけたか聞いてみるのも有効かと思えます。

既に実践されている内容もあるかと思えますが、ちょっとしたことに気を付けるだけで**蜂に刺されるリスクを大幅に下げることが出来る**ようです。

**「自分の身は自分で守る」  
を基本に気を付けましょう。**



SDGs未来都市  
かがわ



公益社団法人加古川市シルバー人材  
センターは SDGsを推進しています



# 会員の皆さまへ《お知らせ》

## 配分金・派遣賃金支払日

就 業 月	配分金・派遣賃金支払日
1 1 月	1 2 月 2 5 日 (月)
1 2 月	1 月 2 5 日 (木)
1 月	2 月 2 2 日 (木)
2 月	3 月 2 5 日 (月)
3 月	4 月 2 5 日 (木)
4 月	5 月 2 4 日 (金)

## 就業報告書提出の注意

配分金支払いの基礎は、会員の皆様が提出される就業報告書です。就業報告書は、会員各自が責任をもって記入し、作業完了直後または、毎月3営業日までに本部事務所か神野事業所へご提出ください。(FAX可、郵送の場合は毎月3日消印まで有効) 報告書の提出期限を過ぎた場合は、翌月支払いとなりますのでご注意ください。提出が遅れると、配分金のお支払いはもちろん、発注者様への請求書発送も遅くなり、ご迷惑をおかけすることになりますので、ご協力をお願い致します。

## センター本部事務所及び神野事業所の年末・年始の休業日のお知らせ

本部事務所及び神野事業所は12月29日(金)～1月4日(木)の間はお休みです。

年末は、12月28日(木)17:15まで

年始は、1月5日(金)から通常営業

## 12月分就業報告書の提出について

12月分就業報告書の提出につきましては、1月10日(水)必着にてお願いいたします。

① 郵送の場合は、1月3日消印有効、または本部事務所に1月10日必着。

② FAXの場合は、常時受信可能です。1月10日必着にて送信ください。

FAX 079-421-4141

③ 直接持参される場合は、1月10日までのセンター営業日にお届けください。  
よろしくお願いいたします。

## 「会員手帳の提供について」

2024(令和6)年会員手帳をご希望の会員の皆様に提供いたします。

ご希望の方は下記の期間に本部事務所又は神野事業所にお立ち寄りください。

期間: 令和5年11月28日(火)～12月22日(金)

9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

## 「会員立替払」の取扱いにご注意下さい

以前よりお知らせしておりました「会員立替払」について、下記条件を満たしていないとお支払いすることができませんので、センターへ提出するレシートにご注意ください。

① 立て替える前にセンターへ連絡をする  
立替払が必要なものかどうか確認。

② 現金で支払う…ポイントやキャッシュレス決済(プリカ含む)等での支払いは利用しない。

③ 会員立替払(清算)報告書を提出する  
内容がわかる領収書やレシートを添付する。レシートは原本(レシートの一部を切り取ったり、塗りつぶしたりすると加工したことになるので認められません)を提出する。



<https://webc.sjc.ne.jp/kakogawa-sc/>

